

利用案内

この目録にある16ミリフィルムは、県内にある団体・グループ等であれば、無料で利用できます。
なお、上映にあたり、直接間接を問わず観覧者から対価を徴収することは、著作権法により禁じられています。

(利用本数等)

1団体1回につき、原則として5本・5日間の範囲内で利用できます。
直接来館できない団体には、資料の発送も行っています。(送料利用者負担)

(予約申込み)

計画的に利用するために、利用する月の2ヶ月前から予約申込みを受け付けます。

申込み先:茨城県立図書館 情報資料課 視聴覚担当

電話 029-221-5569

FAX 029-228-3583

(機材貸出)

上映用機材として、16ミリ映写機、スクリーン、暗幕なども貸し出ししています。

(返却)

返却の際には、観覧者人数等を記した「利用報告書」を提出していただきます。
フィルムが切れた場合は、テープ等で接続しないで、目印の紙をはさんで返却してください。
紛失又は破損した場合は、弁償していただくことがあります。

(その他)

配列は分類順で、同一分類内は50音順としました。

内容につきましては、当館蔵書検索OPACをご利用いただくか、図書館までお問い合わせください。

目録作成後、利用できなくなってしまうものもございます。又、フィルム劣化により映像に乱れを生じる資料もございます。